

施設使用料の改定について（お知らせ）

本市では、第3次小矢部市行財政改革実施計画の取組項目である「受益者負担の適正化」に基づき、公共施設の使用料を見直しました。

「使用料は公共施設の使用の対価である」という考えのもと、算定方法の明確化や、受益者負担（使用料）と公費負担（市税等）の負担割合の公平性を図ることを目的として、使用料の見直しを行うものです。

今回の見直しによる改定後の使用料は、次のとおりです。

引き続き、公共施設のサービス向上に努めますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

《小矢部市民プール》

【改定後】

区分		プール使用料	
個人	義務教育就学前の者及び小学生	1回につき 60円	
	中学生	1回につき 90円	
	上記以外の者	1回につき 170円	
団体	30人以上の団体	上記の区分から各2割引	
大会	50mプール	学校及び社会教育団体が主催する大会	4時間以内の場合 4,950円
			4時間を超える場合 8,250円
	上記以外の大大会	4時間以内の場合 8,250円	
		4時間を超える場合 16,500円	

備考 個人及び団体が50mプールを占有使用する場合の1コース当たりの使用料は、4時間以内の場合にあっては470円、4時間を超える場合にあっては770円とし、プール使用料とは別に徴収する。

●改定時期

令和5年10月1日

問い合わせ先：小矢部市教育委員会文化スポーツ課
電話番号 0766-67-1760

